

平成31年度認証評価
ALO対象説明会

自己点検・評価報告書の作成及び
平成29年度評価からみた留意点等
について

平成30年8月24日(金)

於：一橋大学「一橋講堂」



『評価校マニュアル』について

Japan Association for College Accreditation		3
『評価校マニュアル』(平成29年6月制定 / 平成30年6月改定)の構成		
<p>➤ (a) 第2評価期間の『ALOMニュアル』及び『自己点検・評価報告書作成マニュアル』を合冊し、(b) 「付録」として様式を掲載</p>		
<p>(目次)</p> <p>はじめに (p.1)</p> <p>I. ALOマニュアル (p.1)</p> <p>1. 認証評価の流れ</p> <p>2. ALOの役割</p> <p>3. 自己点検・評価報告書等の提出</p> <p>4. 自己点検・評価報告書提出後の訂正・追加資料</p> <p>5. 訪問調査</p> <p>6. 評価校による認証評価結果等の公表</p> <p>II. 自己点検・評価報告書作成マニュアル(p.14)</p> <p>1. 自己点検・評価報告書等の作成</p>	<p>(目次の続き)</p> <p>【付録】(p.24)</p> <p>[様式1~8]自己点検・評価報告書</p> <p>[様式9]提出資料一覧</p> <p>[様式10]備付資料一覧</p> <p>[様式11~17]基礎データ</p> <p>[書式1~4]計算書類等の概要(過去3年間)</p> <p>[様式18~23]備付資料</p> <p>【用語解説】</p>	

Japan Association for College Accreditation		4
< 参考1 > 評価年度の流れ (『評価校マニュアル』p.12より)		
評価校	時期	評価チーム
本協会より評価チームの通知	5月下旬~6月初旬	本協会より担当評価校の通知
訪問調査日の調整 訪問調査日程調整票を各評価員及び本協会に送付する。	6月初旬~	訪問調査日の調整 チーム責任者は、評価校から提出された訪問調査日程調整票を参考に、評価チーム内の訪問調査日を調整する。
ALOは、チーム責任者と調査日を協議する。 ALOは、決定した調査日を各評価員及び本協会に通知する。		チーム責任者は、チーム内での調整後、ALOへ連絡して協議する。
自己点検・評価報告書等の提出	6月末締切り	自己点検・評価報告書等の受領
	7月上旬	評価員研修会
訪問調査の具体的なスケジュール等の決定('5. 訪問調査'参照) 宿泊先及び評価員事前打合せ会場を設定する。	(報告書提出後) 7月~	訪問調査の具体的なスケジュール等の決定('5. 訪問調査'参照)
ALOは、訪問調査の詳細(面接調査、学内視察等)についてチーム責任者と協議する。 ALOは、上記の決定内容を各評価員及び本協会に通知する。		チーム責任者は、面接調査、学内視察等、チーム内の要望を取りまとめ、ALOと協議する。
訪問調査の実施	8月末~10月下旬	訪問調査の実施

Japan Association for College Accreditation 5

自己点検・評価の仕方と その記述

. 自己点検・評価報告書作成マニュアル
「1. 自己点検・評価報告書等の作成」(pp.14-17)

Japan Association for College Accreditation 6

[様式5～8] 基準 ～ : 報告書の記述項目とその内容

記述項目	記述内容など
テーマの < 根拠資料 >	関係する提出資料・備付資料を「テーマ」ごとに記述する。
区分の < 現状 >	点検・評価に基づき、現状を「区分」ごとに観点の順に記述する。
テーマの < 課題 >	点検・評価に基づき、課題を「テーマ」ごとに記述する。
テーマの < 特記事項 > (任意)	特長的な取組みや、成果をあげている事項について < 特記事項 > に記述する。
基準の < 改善状況・改善計画 > (a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に記述した行動計画の実施状況 (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2評価期間の評価の際、報告書に記述した行動計画の実施状況について「(a)」に記述する。 ● 今回の「改善計画」については「(b)」に記述する。

マニュアル (pp.14-15)

Japan Association for College Accreditation 7

P16-17
[基準 建学の精神と教育の効果]
[テーマ 基準 -A 建学の精神]
<根拠資料>
提出資料 1 , 2 第X条, 3
備付資料 1 , 2
備付資料-規程集 1 , 2 , 3

[区分 基準 -A-1 建学の精神が確立している。]
当該区分に係る自己点検・評価のための観点
(1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
(2)~(5) ……

<区分 基準 -A-1の現状>
建学の精神は、 (提出-1) 。また、 (備付-2)、
(備付-規程集2~3)。

[区分 基準 -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]
当該区分に係る自己点検・評価のための観点
(1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
(2)、(3) ……

<区分 基準 -A-2の現状>
地域・社会に向けて、等の公開講座や、

<テーマ 基準 -A 建学の精神の課題>
……………

<テーマ 基準 -A 建学の精神の特記事項>
……………

[テーマ 基準 -B 教育の効果] <根拠資料> <区分 基準 -B-1~3の現状> <テーマ 基準 -B 教育の効果の課題> <テーマ 基準 -B 教育の効果の特記事項>	[テーマ 基準 -C 内部質保証] <根拠資料> <区分 基準 -C-1~2の現状> <テーマ 基準 -C 内部質保証の課題> <テーマ 基準 -C 内部質保証の特記事項>
--	--

<基準 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>
(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況
……………
(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画
……………

Japan Association for College Accreditation 8

[様式5~8] 基準 ~ : 報告書の作成例

様式5 - 基準

[基準 建学の精神と教育の効果]
[テーマ 基準 -A 建学の精神]
<根拠資料>

提出資料 1 , 2 第X条, 3
備付資料 1 , 2
備付資料-規程集 1 , 2

[区分 基準 -A-1 建学の精神が確立している。]
当該区分に係る自己点検・評価のための観点
(1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
(2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいて
(3) 建学の精神を学内外に表明している。
(4) 建学の精神を学内において共有している。
(5) 建学の精神を定期的に確認している。

[注意] 第3評価期間は「当該区分に係る自己点検・評価のための観点」を記載する。

マニユアル (p.16)

Japan Association for College Accreditation 9

[様式5～8]基準 ～ :報告書の作成例 様式5 - 基準

<区分 基準 -A-1の現状>
 建学の精神は、
 (備付-2)、
 (提出-1)
 (備付-規程集2～3)。
 ……………

区分の<現状>
 各観点についての点検・評価結果を、
 原則、観点の順に記述する。(その際、
 観点は見出しとして記載しない。)
 観点の下の細目については観点の中
 に含めて記述する。

[区分 基準 -A-2 高等教育機関として地域・社
 当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事
 教育を含む)等を実施している。
 (2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育
 締結するなど連携している。
 (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通し

記述内容に関する提出資
 料、備付資料及び備付資料-規
 程集の資料番号を、文の該当
 箇所(初出箇所)の後に括弧書
 きで付す。

マニュアル (p.16)

Japan Association for College Accreditation 10

[様式5～8]基準 ～ :報告書の作成例 様式5 - 基準

<区分 基準 -A-2の現状>
 地域・社会向けに、等の公開講座や
 (提出-1)
 (備付-2)
 (備付-規程集4～6)。
 ……………

<テーマ 基準 -A 建学の精神の課題>
 ……………

テーマの<課題>
 区分の<現状>を踏まえ、
 課題を記述する。
 <課題>には問題点だけ
 でなく、今後更に向上・充実
 させるために必要な点も含め
 て記述する。

<テーマ 基準 -A 建学の精神の特記事項>
 ……………

特長的な取組みや
 成果をあげている事項
 があれば記述する(任
 意)。

マニュアル (p.16)

Japan Association for College Accreditation 11

[様式5~8] 基準 ~ : 報告書の作成例 様式5 - 基準

[テーマ 基準 -B 教育の効果]
根拠資料
区分 基準1-B-1~3の現状
テーマ基準1-B 教育の効果の課題
テーマ基準1-B 教育の効果の特記事

[テーマ 基準 -C 内部質保証]
根拠資料
区分 基準1-C-1~2の現状
テーマ基準1-C 内部質保証の課題
テーマ基準1-C 内部質保証の特記事項

< 基準 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画 >

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価行動計画の実施状況

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

基準の < 改善状況・改善計画 > 第2評価期間の評価の際、報告書に記述した行動計画の実施(改善)状況を (a) に記述する。

(b) には、テーマの < 課題 > を踏まえ、工程等も含めて改善計画を記述する。

マニュアル (p.17)

Japan Association for College Accreditation 12

平成29年度評価からみた 留意点について

(平成30年3月29日付け 通知文書)

「平成29年度第三者評価を振り返って」から

- (1) 機関別評価結果
- (2) 三つの意見
- (3) 選択的評価の実施状況
- (4) 今後の評価に向けての留意点

(1) 機関別評価結果

平成29年度評価：48校全て適格と認定

(2) 三つの意見

(A) 「早急に改善を要すると判断される事項」(23件)

基準	建学の精神と教育の効果	8件
基準	教育課程と学生支援	2件
基準	教育資源と財的資源	3件
基準	リーダーシップとガバナンス	10件

- ・ 23件については、12月内示の時点で年度内の改善を求め、全て年度内に改善を確認した。

(A) 「早急に改善を要すると判断される事項」：テーマ別

基準 建学の精神と教育の効果

[テーマ] 基準 -B 教育の効果

- ・ 学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が学則等に定められていない(6件)

[テーマ] 基準 -C 自己点検・評価

- ・ 自己点検・評価報告書の公表が学内にとどまっており、学外に公表されていない(2件)

(A)「早急に改善を要すると判断される事項」：テーマ別

基準 教育課程と学生支援

[テーマ] 基準 -A 教育課程

- ・ 学生募集要項に入試方法の区分ごとの募集人員が明記されていない(2件)

基準 教育資源と財的資源

[テーマ] 基準 -A 人的資源

- ・ 専任教員数又は教授数が短期大学設置基準を満たしていない(3件)

(A)「早急に改善を要すると判断される事項」：テーマ別

基準 リーダーシップとガバナンス

[テーマ] 基準 -A 理事長のリーダーシップ

- ・ 理事会議事録の署名欄に、寄附行為に定められている押印がない(1件)

[テーマ] 基準 -B 学長のリーダーシップ

- ・ 学則、教授会規程の教授会の役割が学校教育法にのっとって規定されていない(2件)

(A)「早急に改善を要すると判断される事項」：テーマ別

基準 リーダーシップとガバナンス

[テーマ] **基準** -C ガバナンス

- ・ 理事会、評議員会が全て同時開催となっているため、評議員会にあらかじめ諮問すべき事項への対応がなされていない(1件)
- ・ 理事会及び評議員会において書面による持ち回り開催となっている会有一些ある(1件)
- ・ 監事が出席していない理事会、評議員会が開催されている(2件)

(A)「早急に改善を要すると判断される事項」：テーマ別

基準 リーダーシップとガバナンス

[テーマ] **基準** -C ガバナンス

- ・ 評議員が寄附行為に定められている人数を満たしていない(1件)
- ・ 学校教育法施行規則に定められている公表すべき教育情報の一部が公表されていない、又は不十分なものがある(2件)

(B)「向上・充実のための課題」(133件)

基準	建学の精神と教育の効果	22件
基準	教育課程と学生支援	52件
基準	教育資源と財的資源	51件
基準	リーダーシップとガバナンス	8件

(B)「向上・充実」で指摘の多かったテーマ・事項

基準 建学の精神と教育の効果

[テーマ] 基準 -C 自己点検・評価

- ・ 提出された自己点検・評価報告書の作成において、記載方法上の不備や説明不足などがあり、より一層の点検・評価活動の充実が望まれる ()
- ・ 前回の第三者評価時以降、自己点検・評価報告書が公表されておらず、点検・評価活動に関する定期的な公表が望まれる

基準の「行動計画」やテーマの「改善計画」の記載がないなど、「自己点検・評価報告書作成マニュアル」に従って報告書が作成されていなかった4校に対して報告書の再提出を求めた。

(B)「向上・充実」で指摘の多かったテーマ・事項

基準 教育課程と学生支援

[テーマ] 基準 -A 教育課程

- ・ シラバスについて、必要な記載事項はあるものの、記載方法や内容が不十分なものやばらつきがみられるため、組織的なチェック体制等の構築が望まれる

基準 教育資源と財的資源

[テーマ] 基準 -A 人的資源

- ・ 研修会や成果発表など、FD及びSDは行われているものの、それらの活動に関する規程を整備し、規程に基づく組織的取り組みが望まれる

(B)「向上・充実」で指摘の多かったテーマ・事項

基準 教育資源と財的資源

[テーマ] 基準 -B 物的資源

- ・ 防災訓練について、学生の参加や定期的な実施が望まれる

[テーマ] 基準 -D 財的資源

- ・ 事業活動収支の改善等が望まれる
- ・ 短期大学全体の収容定員充足率の改善が望まれる

(C) 「特に優れた試みと評価できる事項」(189件)

基準	建学の精神と教育の効果	31件
基準	教育課程と学生支援	101件
基準	教育資源と財的資源	47件
基準	リーダーシップとガバナンス	10件

入学前教育の実施、アドバイザー制度、チューター制度などを採り入れた学習支援、奨学金制度などの経済的支援、きめ細かな生活支援、就職支援、障がいのある学生への支援など「学生支援」が69件で全体の37%を占める。

(C) 「特に優れた試みと評価できる事項」: 事例紹介

[テーマ] 基準 -B 教育の効果

- ・ 学習成果の達成状況を測定するために、学習成果として定められた3項目を九つの要素に分解し、更にその要素の達成度をそれぞれ5段階に区分したルーブリックを策定している。このルーブリックに基づいて学習成果の到達状況を把握することにより、学生が入学時から卒業時に至るまでの獲得プロセスを学生自身と短期大学が把握・共有している。

(C)「特に優れた試みと評価できる事項」:事例紹介

[テーマ] 基準 -A 教育課程

- ・ 科目ナンバリングやカリキュラムマップの明示により、学科・コースの教育課程における各科目が、学位授与の方針にどのように関連しているかを視覚的に理解しやすいようにしており、学生は自分自身が目指す将来像に向けて、計画的に科目選択を行うことができる。

(C)「特に優れた試みと評価できる事項」:事例紹介

[テーマ] 基準 -B 学生支援

- ・ 入学手続き者に対しては、2回の入学前説明会を実施して入学後の学習内容について説明している。また、ピアノの学習に不安を抱く学生に対して、レベルに応じた楽譜を配付し、家庭にピアノがない入学者にはピアノホールの開放及び教員による入学前レッスンを受けられるようにしている。

(3) H29年度「選択的評価」の実施状況等について

実施状況：48校中、

教養教育の取り組み 8校

職業教育の取り組み 17校

地域貢献の取り組み 39校

上記の取り組みのうち、1校1件、評価の対象にできないと本協会が判断したものがあった。

平成30年度から選択的評価基準は、4基準の中で取り扱うこととした。

(4) 今後の評価に向けての留意点

平成30年度評価から第3評価期間に入り、平成29年2月に一部改定した認証評価要綱、認証評価実施規程及び短期大学評価基準が適用され、また、自己点検・評価報告書の作成様式等が大きく変更されていますのでご留意ください。

平成29年4月から、学校教育法施行規則の一部改正により、教育上の目的を踏まえて、三つの方針を策定し、公表することとされ、また、短期大学設置基準の一部改正により、SDの機会を設けることとなっております。関係法令の変更などへの対応について、再度ご確認くださいませすようよろしくお願いいたします。

(3) 今後の評価に向けての留意点

「向上・充実のための課題」における指摘事項について

- 平成28年度評価より、成績評価において出席による加点を指摘対象としています(これは出席のみをもって評価するのは適当ではないということであり、授業中の態度等を評価することを妨げるものではありません)。また、**平成30年度以降は減点も対象とします。**
- シラバスに必要な項目「準備学習の内容」の「準備学習」には、**予習と復習が含まれる**点に注意してください。
- 平成27年度評価より、学生募集要項に入学者受入れの方針が記載されていないことを指摘対象としています。
- 防災訓練において学生が参加せずに行われている事例が散見されました。今後想定されている大地震等に備えるためにも、学生が参加する形で実施してください。

(3) 今後の評価に向けての留意点

その他(確認事項)

[注意] 基準 -D-1について(P44)

- ・ 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状況の区分」のB1～D3に該当する学校法人は経営改善計画を策定し、備付資料とする
- ・ 自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。
- ・ 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

(3) 今後の評価に向けての留意点

< 最後に >

教育の継続的な質保証を図るためには、自己点検・評価に積極的に取り組むことが求められます。したがって、自己点検・評価活動は原則として毎年行っていたいただき、定期的に自己点検・評価報告書等を公表していただくことが必要です。今後より一層の自己点検・評価活動の充実を望みます。

ご清聴ありがとうございました。

一般財団法人短期大学基準協会
事務局長 松ヶ迫 和峰